

議案第62号

三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を
改正する条例

三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年三
芳町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「405円98銭」を「440円16銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

参考

三芳町議会議員及び三芳町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>440円16銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,187円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>405円98銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,187円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場</p>

合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。